

評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共伸会の評議員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額及び報酬の支給基準)

第2条 評議員の報酬の支給の基準については、別表Ⅰのとおりとする。

第3条 この規程に定めるものの他必要な事項は理事長がその都度定める。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から適用する。

平成7年3月28日 一部改定

平成9年2月3日 一部改定

平成17年10月31日 一部改定

平成29年4月1日 一部改定

平成30年1月26日 全面改定

令和5年3月22日 一部改定 令和5年6月15日施行

令和6年5月30日 一部改定 令和6年6月18日施行

別表Ⅰ

区 分	報酬額	支給時期
評議員	日額 5, 0 0 0 円	会議開催の都度